

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 20 件

厚生年金関係 20 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和31年9月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、37年2月に退職した。

途中、A株式会社本社がD県E市からF県G市に移転したものの、同社を退職するまでは継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人とA株式会社に同期入社であったとする同僚の証言等により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得して

いることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで  
私は、昭和27年にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、40年4月に退職した。

途中、A株式会社本社がD県E市からF県G市に移転したことに伴い、E市からG市へ転勤した。同社を退職するまでは継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、及び申立期間当時にA株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、

昭和 36 年 6 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和35年4月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、41年2月に退職した。

昭和36年頃にA株式会社B事業所からD本社へ転勤したが、同社を退職するまでは継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、及び申立期間当時にA株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にE県F市からG県H市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社I事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、

昭和 36 年 6 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は19万8,000円、同年12月15日は13万8,000円、16年6月15日は26万1,000円、同年12月15日は30万1,000円、17年6月15日は30万7,000円、同年12月15日は32万8,000円及び18年6月15日は26万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は19万8,000円、同年12月15日は13万8,000円、16年6月15日は26万1,000円、同年12月15日は30万1,000円、17年6月15日は30万7,000円、同年12月15日は32万8,000円及び18年6月15日は26万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの

賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は8万3,000円、同年12月15日は20万円、16年6月15日は32万8,000円、同年12月15日は26万3,000円、17年6月15日は30万8,000円、同年12月15日は32万2,000円及び18年6月15日は10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は8万3,000円、同年12月15日は20万円、16年6月15日は32万8,000円、同年12月15日は26万3,000円、17年6月15日は30万8,000円、同年12月15日は32万2,000円及び18年6月15日は10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが

認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は21万3,000円、同年12月15日は28万1,000円、16年6月15日は29万6,000円、18年12月15日は27万1,000円及び19年6月15日は27万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和54年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成18年12月15日  
⑤ 平成19年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は21万3,000円、同年12月15日は28万1,000円、16年6月15日は29万6,000円、18年12月15日は27万1,000円及び19年6月15日は27万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答がなく、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同

社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑤までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社AのB支店における資格取得日に係る記録を昭和37年11月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月15日から同年12月1日まで  
私は、昭和36年4月1日に株式会社Aに入社し、平成15年10月31日まで継続して勤務した。

昭和37年11月8日付けで株式会社AのC営業所（現在は、D支店）から同社B支店への異動が発令され、同年11月15日頃には同社B支店管轄の職場に異動していたので、厚生年金保険が未加入期間とされている申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aから提出された「社員人事台帳（退職者）」、雇用保険の記録、複数の同僚の証言等により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和37年11月15日に株式会社AのC営業所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社AのB支店における昭和37年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和27年8月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、38年3月に退職した。

途中、A株式会社本社がD県E市からF県G市に移転したことに伴い、E市からG市へ転勤したが、同社を退職するまでは継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得して

いることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで  
父親は、昭和34年4月にA株式会社(現在は、C株式会社)に入社し、37年4月に退職した。

A株式会社を退職するまでは継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料(昭和35年10月作成)等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、

昭和 36 年 6 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成16年6月15日は8万9,000円、同年12月15日は28万6,000円、17年6月15日は27万2,000円、同年12月15日は31万1,000円及び18年6月15日は19万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月15日  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年6月15日  
④ 平成17年12月15日  
⑤ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の口座取引履歴等により、申立人は、平成16年6月15日は8万9,000円、同年12月15日は28万6,000円、17年6月15日は27万2,000円、同年12月15日は31万1,000円及び18年6月15日は19万9,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同

社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑤までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は29万5,000円、同年12月15日は23万7,000円、16年6月15日は36万9,000円、同年12月15日は18万4,000円、17年6月15日は35万1,000円、同年12月15日は40万2,000円、18年6月15日は23万円、同年12月15日は30万円、19年6月15日は31万5,000円及び同年12月17日は34万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日  
⑨ 平成19年6月15日  
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立

人の口座取引履歴等により、申立人は、平成 15 年 6 月 16 日は 29 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 23 万 7,000 円、16 年 6 月 15 日は 36 万 9,000 円、同年 12 月 15 日は 18 万 4,000 円、17 年 6 月 15 日は 35 万 1,000 円、同年 12 月 15 日は 40 万 2,000 円、18 年 6 月 15 日は 23 万円、同年 12 月 15 日は 30 万円、19 年 6 月 15 日は 31 万 5,000 円及び同年 12 月 17 日は 34 万 4,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 A は既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は46万8,000円、同年12月15日は55万4,000円、16年6月15日及び同年12月15日は65万2,000円、17年6月15日は66万4,000円、同年12月15日は70万9,000円、18年6月15日は39万7,000円、同年12月15日は55万円、19年6月15日は57万4,000円並びに同年12月17日は66万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日  
⑨ 平成19年6月15日  
⑩ 平成19年12月17日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は46万

8,000円、同年12月15日は55万4,000円、16年6月15日及び同年12月15日は65万2,000円、17年6月15日は66万4,000円、同年12月15日は70万9,000円、18年6月15日は39万7,000円、同年12月15日は55万円、19年6月15日は57万4,000円並びに同年12月17日は66万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和35年8月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、37年4月に退職した。

途中、A株式会社本社がD県E市からF県G市に移転したものの、同社を退職するまでは継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得して

いることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで  
私は、昭和36年3月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、39年10月に退職した。

途中、A株式会社本社がD県E市からF県G市に移転したものの、同社を退職するまでは継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得して

いることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は7万円、同年12月15日は18万3,000円、16年6月15日は29万2,000円、同年12月15日は34万円、17年6月15日は30万円、同年12月15日は34万1,000円、18年6月15日は20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人が所持する賞与明細書及び申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は7万円、同年12月15日は18万3,000円、16年6月15日は29万2,000円、同年12月15日は34万円、17年6月15日は30万円、同年12月15日は34万1,000円、18年6月15日は20万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれ

ぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役にも照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑦までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準賞与額に係る記録を20万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月16日  
株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座に係る取引履歴等により、申立人は、20万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役には照会しても回答がなく、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は34万円、同年12月15日は31万6,000円、16年6月15日は39万6,000円、同年12月15日は50万5,000円、17年6月15日は51万5,000円、同年12月15日は47万4,000円、18年6月15日は37万5,000円及び同年12月15日は26万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座取引履歴等により、申立人は、平成15年6月16日は34万円、同年12月15日は31万6,000円、16年6月15日は39万6,000円、同年12月15日は50万5,000円、17年6月15日は51万5,000円、同年

12月15日は47万4,000円、18年6月15日は37万5,000円及び同年12月15日は26万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑧までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間⑦及び⑧に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成18年6月15日は10万7,000円及び同年12月15日は43万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日  
② 平成15年12月15日  
③ 平成16年6月15日  
④ 平成16年12月15日  
⑤ 平成17年6月15日  
⑥ 平成17年12月15日  
⑦ 平成18年6月15日  
⑧ 平成18年12月15日

株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、各申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑦及び⑧の申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人の預金口座取引履歴等により、申立人は、平成18年6月15日は10万7,000円及び同年12月15日は43万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、

冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間⑦及び⑧に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①、②、④及び⑤について、申立人に係る預金口座取引履歴によれば、株式会社Aからの当該期間における振込記録は見当たらない。

また、申立期間③について、当該事業所の賞与支給日（平成16年6月15日）に振込記録が確認できるが、平成16年6月25日の給与支給日には振込記録が確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された同月の報酬月額から算出される差引支給額と同年6月15日の振込額はおおむね一致することから、同年6月15日に振り込まれたのは給与であると推認される。

さらに、申立期間⑥について、当該事業所の賞与支給日（平成17年12月15日）に振込記録が確認できるが、平成17年12月26日の給与支給日の振込額（4万7,887円）は、前後の月における給与の振込額に比べて著しく低額となっていることから、これが単独で給与の振込額であったとは考え難く、同年12月15日の振込額（22万2,529円）を合算した額（27万416円）が給与であったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間③から⑥までについて、B市が保管する平成16年及び17年中の所得に係る給与支払報告書に記載された社会保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額により推計した社会保険料額はおおむね一致することから、平成16年及び17年において、申立期間③から⑥までの賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、株式会社Aは既に解散しており、当該事業所の代表取締役、破産管財人及び社会保険委員であった者は、いずれも申立期間における賞与の支払に係る資料を保管していないとしている上、ほかに申立期間①から⑥までについて、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から⑥までについて、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和34年4月にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、同社B事業所での3か月間の実習後、D本社に勤務し、37年1月に退職した。

A株式会社を退職するまでは継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にE県F市からG県H市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の一人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社I事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得して

いることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和31年にA株式会社（現在は、C株式会社）に入社し、38年9月に一度退職したが、39年3月に再就職し、平成10年3月まで勤務した。

昭和38年9月にA株式会社を退職するまでは継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A株式会社で勤務していた複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社は、商業登記簿により、昭和34年2月にD県E市からF県G市に本社を移転していることが確認できるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人が保管する同社の社員名簿とする資料（昭和35年10月作成）等により、同市に移転した本社が36年6月1日にA株式会社として厚生年金保険の適用事業所となるまでは、同社本社のほか、同社H事業所及び各県の同社営業所等に勤務する者について、適用事業所であった同社B事業所において一括して厚生年金保険を適用していたことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和36年6月1日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得して

いることが確認できる 82 人のうち、申立人を含む 81 人について、オンライン記録により、その前日の同年 5 月 31 日に同社 B 事業所において被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、C 株式会社は、「申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除について、当時の資料は保管されていないため不明であるが、厚生年金保険の加入状況から申立期間に退職したことは考え難く、申立期間も継続して勤務し、保険料を給与から控除していたものと推認でき、記録の欠落については、当時の手続に誤りがあったものと思われる。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において A 株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 株式会社 B 事業所における昭和 36 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 15 日  
株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aから交付された支給年月日の記載が無い賞与明細書を所持しているところ、同明細書の振込支給額は、申立人に係る金融機関の取引明細表により確認できる平成 17 年 12 月 15 日の同社からの振込金額と一致している。

また、株式会社Aから賞与の支払を受けたとする複数の同僚が本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、当委員会の調査において、当該振込日に賞与が支払われていることが確認できていることから、申立人に対しても申立期間に係る賞与が支給されたことが認められる。

しかしながら、当該賞与明細書の控除欄において、厚生年金保険料の欄に保険料控除額は「0」と記載されており、申立人に対して支給された申立期間に係る賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、株式会社Aは既に破産しており、同社の破産管財人は、賞与額や保険料控除を確認できる資料は無い旨回答しているため、申立期間に申立人に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 宮城（岩手）厚生年金 事案 2890

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 15 日  
株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社Aから給与及び賞与を支給されたとして申し立てしているところ、申立人が所持する預金通帳によれば、当該事業所から平成 17 年 12 月 15 日に 14 万 8,096 円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の給与支給日である平成 17 年 12 月 26 日の振込額（9 万 2,753 円）は、前後の月の振込額及びオンライン記録の標準報酬月額（26 万円）に比して著しく低額となっていることから、これが単独で給与の振込額であったとは考え難く、同年 12 月 15 日の振込額（14 万 8,096 円）を合算した額（24 万 849 円）が給与であったと考えるのが自然である。

また、申立人が所持する平成 17 年分給与所得の源泉徴収票から算出される社会保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額により推計した社会保険料額はおおむね一致することから、同年において賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、株式会社Aは既に解散しており、当該事業所の代表取締役、破産管財人及び社会保険委員であった者は、いずれも申立期間における賞与の支払に係る資料を保管していないとしていることから、申立期間において申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月頃 から 49 年 12 月頃 まで

私は、昭和 48 年 4 月頃 から 49 年 12 月頃 まで、A 町（現在は、B 市）の有限会社 C において勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする有限会社 C（現在は、D 株式会社）において、申立期間当時一緒に勤務していたとする同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立てに係る事業所に照会したが回答が無く、申立人の申立期間当時の勤務状況等を確認することができない。

また、有限会社 C に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳に申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い上、同社が加入している E 厚生年金基金は、申立人の加入記録は無いとしている。

さらに、同僚に対する照会の結果、回答のあった 2 人は、申立人の社会保険加入について承知していないとしている上、同僚の 1 人は、勤務していたとする期間について、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人は、20 歳到達時の昭和 47 年 \* 月から平成 9 年 9 月までの期間、国民年金に加入し、申立期間を含め、加入期間の保険料を全て納付していることが確認できる上、申立人の妻も申立期間当時、国民年金に加入し、保

険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。